

千支救第 164 号
令和 7 年 4 月 8 日

日本赤十字九州国際看護大学長 様

日本赤十字社
千葉県支部 事務局長
(公印省略)

令和 7 年度日本赤十字社千葉県支部日本赤十字看護大学奨学生の
募集について (依頼)

標記の件について、奨学生の募集を下記のとおり行います。
つきましては、貴大学において希望者がいる場合は、下記により関係書類を
ご送付ください。

記

- 1 出願期間 令和 7 年 5 月 7 日 (水) から令和 7 年 5 月 23 日 (金)
- 2 選考会
 - (1) 開催日時 令和 7 年 8 月 25 日 (月) 13:30～
※選考が終了した方から、解散となります。
 - (2) 開催場所 千葉県赤十字会館 5 階 特別会議室
 - (3) 集 合 13 時 10 分 4 階 第 1 会議室
※選考人数により集合場所が変更になる場合
があります
 - (4) 選考方法 書類審査・面接
※学生から希望があった場合オンラインも
可とします。
 - (5) 募集人数 7 名程度
※成田赤十字病院奨学生の選考も実施します
ので、希望する方は成田赤十字病院所定
「奨学生採用願書 (様式 1)」も併せて提出
願います。



次頁へ

- 3 送付書類 (1) 日本赤十字社千葉県支部学校法人日本赤十字学園
設置大学看護学生奨学金貸与規程 1 部
(2) 成田赤十字病院奨学金貸与規程 1 部
- 4 提出書類 (1) 千葉県支部所定「奨学生採用願（様式1）」 1 部
(2) 成田赤十字病院所定「奨学生採用願書（様式1）」 1 部
(3) 在学証明書 1 部
(4) 調査票（写）○学部1年生:高校の調査書 1 部
○学部2～4年生:大学の成績証明書
- 5 その他 卒業後、成田赤十字病院に就業する意志のある者を対象としま
す。

担当：救護福祉課 健康安全係
住所：〒260-8509
千葉県中央区千葉港 5－7
TEL：043-241-7531（内線 542）



日本赤十字社千葉県支部 学校法人日本赤十字学園設置大学看護学生奨学金貸与規程

日本赤十字社千葉県支部

(目的)

第1条 この規程は、日本赤十字社千葉県支部長（以下「支部長」という。）が学校法人日本赤十字学園の設置する看護大学（以下「日赤看護大学」という。）において看護師、助産師の資格取得を目指す看護学生の修学に必要な資金の一部を日本赤十字社千葉県支部学校法人日本赤十字学園設置大学看護学生奨学金（以下「奨学金」という。）として貸与し、優秀な看護学生の修学を支援することを目的とする。

(奨学生の選抜)

第2条 奨学金貸与の対象となる者（以下「奨学生」という。）は、日赤看護大学に入学した看護学生の内、奨学金の貸与を希望する者で、かつ卒業後、成田赤十字病院に就業する意志のある者から決定する。

- 2 奨学生となることを希望する者は、奨学生採用願（様式1）を支部長に提出するものとする。
- 3 支部長は、前項の申請に基づき、面接による審査のうえ、奨学生を決定し、採用結果を通知する。
- 4 奨学生は、原則として毎年8名以内とする。

(奨学金の貸与額等)

2026年4月以降の採用者:年額60万円へ変更(予定)

第3条 奨学金の貸与額は、奨学生1名につき年度額 800,000 円とする。

ただし、奨学金を貸与することにより、当支部が日赤看護大学に負担すべき経費がある場合には、800,000 円から当該金額を差し引いた額を奨学生に貸与する。

- 2 奨学金の貸与期間は、正規の修学期間4年間とする。但し、休学期間中は、奨学金を貸与しない。
- 3 奨学金は、日本赤十字社千葉県支部と成田赤十字病院の双方で次の各号の一のとおりに負担し、年度額を奨学生に一括で貸与する。
 - (1) 日本赤十字社千葉県支部は年度額のうち 500,000 円を負担する。
 - (2) 成田赤十字病院は年度額のうち 300,000 円を負担する。

(奨学金の貸与の申請)

第4条 奨学生に決定した者は、次の各号の書類を支部長に提出するものとする。

- (1) 奨学金申請書兼同意書（様式2）
- (2) 誓約書（様式3）
- (3) 奨学金振込口座届（様式4）
- 2 貸与申請に際しては、連帯保証人2人を立てなければならない。
- 3 連帯保証人は、独立の生計を営む資力及び身元確実な者とし、その一人は奨学生の生計維持者（学生・生徒の生活費や学費を負担する者）とする。

- 4 連帯保証人は、本規程、奨学金申請書兼同意書(様式2)及び誓約書(様式3)に基づき奨学生が負う一切の金銭債務をその極度額の範囲において連帯保証する。
- 5 奨学生は、2年目以降の奨学金の貸与にあたり、奨学金振込口座届(様式4)、在籍大学の在籍証明書及び成績証明書等の指定された書類を提出しなければならない。

(奨学金の送金)

- 第5条 奨学金の送金は、奨学生が指定した口座に、毎年9月に振込によって行う。
- 2 奨学生は、奨学金が振り込まれた都度、速やかに奨学金受領書(様式5)を支部長あて提出するものとする。なお、当該受領書が提出されないときは、次期の奨学金が送金されないことがある。

(奨学金の貸与休止等の届出)

- 第6条 奨学生は、休学する場合、奨学金貸与休止届(様式6)を支部長に提出するものとする。
- 2 奨学生は、休止した奨学金の貸与を再開する場合、奨学金貸与再開申請書(様式7)を支部長に提出するものとする。

(異動の届出)

- 第7条 奨学生は、次の各号の一に該当するときは、次の異動届を支部長に提出するものとする。
- (1) 奨学生又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったときは、異動届(氏名・住所変更の場合)(様式8)を提出する。
 - (2) 連帯保証人が交代したときは、連帯保証人交代届(様式9)及び奨学金被貸与誓約書(連帯保証人交代の場合)(様式10)を提出する。

(奨学金の貸与の打ち切りにかかる奨学金の返済)

- 第8条 第3条第2項の規定にかかわらず、奨学生が、次の各号の一に該当するときは、奨学金の貸与を打ち切る。
- (1) 自己の都合により奨学生を辞退したとき
 - (2) 進級できないとき、退学したとき
 - (3) 学業途中において、奨学生として適性を欠き、又は修学成績が著しく不良等で奨学生としてふさわしくないと認められたとき
 - (4) 休学期間が1か年を超えるとき
- 2 奨学生が修学中に死亡した場合は、奨学金の貸与を打ち切る。
 - 3 奨学生が同条第1項に該当したときは、その事由が生じた日の翌月末日までに貸与された奨学金の全額を返済する。奨学生は、返済にあたり、奨学金返済申告書(様式11)を支部長に提出し、支部長と相互確認するものとする。
 - 4 同条第3項により返済義務の生じた奨学生について、支部長が、返済が困難と認めるときは、奨学金の貸与を打ち切った日から1年以内の範囲で返済を猶予する。返済

の猶予にあたっては、奨学金返済猶予申請書(様式 12)を支部長に提出する。

5 同条第 4 項に該当し、奨学金の返済を猶予された者が、猶予された返済期限を超えてなお返済できない場合は、連帯保証人が一括して返済しなければならない。

6 奨学生が同条第 2 項に該当したときは、貸与した奨学金の返済について、支部長と連帯保証人が協議して定める。

(就労先選択の自由)

第 9 条 支部長は、就労者の就労先の選択権利を尊重することから、卒業見込時において、奨学生に対し、成田赤十字病院への就職希望の有無を確認する。

(奨学金の返済)

第10条 奨学生が次の各号の一に該当したときは、その事由が生じた日の翌月末日までに貸与された奨学金の全額を返済する。

(1) 成田赤十字病院看護師採用試験の結果不合格となったとき

(2) 卒業当年の国家試験に不合格となり、職員採用を取り消されたとき

(3) 日赤看護大学を卒業後、ただちに成田赤十字病院に看護師(嘱託又はパートを除く)(以下「看護師」という。)として就業しなかったとき

(4) 第 12 条第 1 項の適用を受け、奨学金返済の減免中に看護師の職を辞するとき

2 奨学生は、返済にあたり、奨学金返済申告書(様式 11)を支部長に提出し、支部長と相互確認するものとする。

3 同条第 2 項により返済義務の生じた奨学生について、支部長が、返済が困難と認めるときは、1 年以内の範囲で返済を猶予する。返済の猶予にあたっては、奨学金返済猶予申請書(様式 12)を支部長に提出する。

4 同条第 3 項に該当し、奨学金の返済を猶予された者が、猶予された返済期限を超えてなお返済できない場合は、連帯保証人が一括して返済しなければならない。

5 同条第 1 項の事由発生から 1 年経過後に奨学金の返済が完了しない場合は、年 5 %の割合による損害金(延滞利息)を課すことができるものとする。

(奨学金の返済期限の延長)

第11条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学金返済期限延長願(様式 13)を支部長に提出し、支部長の承認を得て 1 年以内の範囲で返済期限を延長することができる。但し、同項 2 号に該当するときは、2 年以内の範囲で返済期限を延長することができる。

(1) 日赤看護大学を卒業後、疾病、負傷、その他やむを得ない事由によって就業できなかった場合

(2) 日赤看護大学を卒業後、助産師資格取得を希望し、引き続き助産師学校へ進学した場合

2 奨学生が前項 2 号の適用を受け、奨学金返済期限の延長を希望する場合は、奨学金返済期限延長願(様式 13)及び学校の入学試験合格通知(写)を提出しなければならない

ない。

なお、学校入学後は毎年4月に在学証明書を提出するものとする。

3 第8条1項の各号に該当するときは、奨学金返済期限の延長を取り消す。

(奨学金返済の減免)

第12条 奨学生が日赤看護大学を卒業後ただちに看護師として、成田赤十字病院に次の各号の期間勤務した場合、支部長は奨学金の一部又は全額の返済を免除する。

- (1) 1年以上2年未満勤務した場合 貸与総額の貸与年数分の1の額
- (2) 2年以上3年未満勤務した場合 貸与総額の貸与年数分の2の額
- (3) 3年以上4年未満勤務した場合 貸与総額の貸与年数分の3の額
- (4) 4年以上勤務した場合 貸与総額の貸与年数分の4の額
- (5) 在職中に死亡した場合 貸与総額の全額

2 勤務期間の算定にあたっては、連続して1か月以上の勤務しない期間（公務災害を除く）を控除し、産前産後休暇、育児休業、介護休業も同様に算定する。なお、暦月の就業日数の3分の2以上の就業をもって1か月の勤務とみなす。

3 同条第1項の適用を受ける場合は、対象者は就職が決定した後、奨学金返済免除申請書（別紙様式14）を支部長に提出するものとする。支部長は、同申請を審査し、返済免除の諾否を対象者に通知する。

第13条 この規程に定めるものの他、必要な事項は支部長が別に定める。

附則（平成22年3月23日付千支救第156号）

この規程は、平成22年3月23日から施行する。

附則（平成24年2月14日付千支救第55号）

規程一部改定は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度入学生から適用する。

附則（平成24年12月13日付千支救第899号）

- 1 規程一部改定は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度奨学生から適用する。
- 2 日本赤十字社千葉県支部学校法人日本赤十字学園設置大学看護学生奨学金貸与規程細則は廃止する。

3 前項の規程による廃止前の奨学生については、なお従前の例による。

附則（平成31年4月1日付千支救第257号）

規程一部改定は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度奨学生から適用する。

附則（令和2年7月1日付千支救第445号）

規程一部改定は、令和2年7月1日から施行し、令和2年度奨学生から適用する。

附則（令和3年4月1日付千支救第45号）

規程一部改定は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度奨学生から適用する。

附則（令和5年4月1日付千支救第106号）

規程一部改定は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度奨学生から適用する。

成田赤十字病院奨学金貸与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、成田赤十字病院（以下、「当院」という。）が助産師及び看護師の資格取得を目指す看護学生の修学に必要な学資の一部を成田赤十字病院奨学金（以下、「奨学金」という。）として貸与し、優秀な助産師及び看護師の育成を推進することを目的とする。

(選考基準)

第2条 奨学金貸与の対象となるもの（以下、「奨学生」という。）は、看護大学及び大学の看護師養成課程を有する学部（以下、「看護大学」という。）に入学、または、編入し修学する者の内、奨学金の貸与を希望する者で、かつ、卒業後、当院に就業する意思がある者の中から選考する。

(奨学金の決定)

第3条 奨学生として採用されることを希望する者は、奨学生採用願書（様式1）を当院院長（以下、「院長」という。）に提出し、選考試験を受けなければならない。

(奨学金の貸与額)

第4条 奨学生1名につき、奨学金の年度額は800,000円とする。

ただし、奨学金を貸与することにより、当院が看護大学及び関係機関に負担すべき経費がある場合には、800,000円から当該金額を差し引いた額を奨学生に貸与する。

2 本奨学金は、奨学生に決定した日の属する年度を初年度とし、第10条による奨学金の貸与打ち切りがない限り、在学中の年度毎に、所定額の奨学金を一括貸与する。

(奨学生の定員)

第5条 奨学生は、原則1学年若干名とする。

(奨学金制度の重複貸与の禁止)

第6条 他の奨学金制度への申し込みの重複を認めない。

(奨学金の貸与申請)

第7条 奨学生に決定した者は、奨学金申請書兼同意書（様式2）、誓約書（様式3）、奨学金振込口座届（様式4）を院長に提出して、奨学金の貸与申請をするものとする。

2 貸与申請に際しては、連帯保証人2名を立てなければならない。

3 連帯保証人は、本規程、奨学金申請書兼同意書（様式2）及び誓約書（様式3）に基づき、奨学生が負う一切の金銭債務をその極度額の範囲において連帯保証する。

4 連帯保証人は、独立の生計を営む資力及び身元確実な者とし、その一人は生計維持者（学生・生徒の生活費や学費を負担する者）とする。

- 5 奨学生は、2年目以降の奨学金の貸与にあたり、奨学金振込口座届（様式4）、在籍大学の在籍証明書及び成績証明書等の指定された書類を提出しなければならない。

（奨学金の送金）

第8条 奨学金の送金は、毎年奨学生が指定した口座に振込によって行う。

- 2 奨学生は、奨学金が振り込まれた都度、速やかに奨学金受領書（様式5）を院長あて提出するものとする。なお、当該受領書が提出されないときは、次期の奨学金が送金されないことがある。

（異動の届出）

第9条 奨学生は、次の各号の一に該当するときは、次の様式を院長に提出するものとする。

- (1) 奨学生又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったときは、届出事項変更届（様式6）を提出する。
- (2) 連帯保証人が交代したときは、連帯保証人交代届及び奨学金被貸与誓約書（様式7）を提出する。

（奨学金の貸与打ち切り）

第10条 院長は、奨学生が次の各号に該当するときは、奨学金の貸与を打ち切る。

- (1) 自己の都合により奨学生を辞退したとき。
 - (2) 前年度までの学業成績により、成績不良と認められるとき。
 - (3) 進級できないとき、休学、退学したとき。
 - (4) 看護大学等より処分を受け、就学が出来なくなったとき。
 - (5) 他の奨学金制度に重複して申請していることが発覚したとき。
 - (6) 社会的な罰則等を受け、奨学生として適当でないと認めたとき。
 - (7) 奨学生が就学中に死亡したとき。
- 2 奨学生が前項1号から6号に該当するときは、奨学生辞退届（様式8）を院長に提出するものとする。前項7号に該当するときは、連帯保証人が届け出るものとする。

（就労先選択の自由）

第11条 院長は、労働基準法に定める就労者の就労先の選択権利を尊重する必要があることから、卒業見込時において、奨学生に対し当院への就労希望の有無を確認する。

（奨学金の返済）

第12条 奨学生は、次の各号の一に該当するときは、その事由が生じた日の翌月末日までに貸与した奨学金の全額を一括で返済しなければならない。

- (1) 当院看護師採用試験の結果、不合格となった時。
- (2) 卒業当年の国家試験に不合格となり、職員採用を取り消された時。
- (3) 第14条第1項の適用を受け、奨学金返済の減免中に正職員看護師または助産師の職を辞

するとき。

(4) 第10条第1項による奨学金の貸与打ち切りに該当する時。

- 2 奨学生は、返済にあたり、奨学金返済申告書（様式9）を院長に提出し、院長の承認を得なければならない。
- 3 奨学生に特別な事情があり、同条第1項で定めた返済が困難であると院長が認める場合には、同条第1項の事由発生から1年の範囲内で返済期限を猶予することができる。なお、返済の猶予にあたっては、奨学生は奨学金返済猶予申請書（様式10）を院長に提出しなければならない。
- 4 同条第2項または第3項の申告をもって、院長に承認された返済期限までに返済できない場合には、連帯保証人が一括して返済しなければならない。
- 5 同条第1項の事由発生から1年経過後に奨学金の返済が完了しない場合は、年5%の割合による損害金（延滞利息）を課することができるものとする。
- 6 奨学生が第10条第1項7号に該当した場合、貸与した奨学金の返済及び返済期間については、院長と連帯保証人が協議して決定することとする。

（奨学金返済期限の延長）

第13条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学金の返済期限を延長することができる。

- (1) 奨学生が看護大学を卒業後、直ちに正規職員の看護師または助産師として当院に入職した場合、在職期間中は返済を猶予する。
- (2) 奨学生が看護大学卒業後、助産師資格取得を希望し、引き続き助産師学校（以下、「学校」という。）へ進学した場合は、学校卒業まで返済を延期することができる。
- 2 奨学生が前項2号の適用を受け、奨学金返済期限の延長を希望する場合は、奨学金返済期限延長願（様式11）及び学校の入学試験合格通知（写）を院長に提出しなければならない。
なお、学校入学後は毎年4月に在学証明書を提出するものとする。
- 3 第12条1項の各号に該当するときは、奨学金返済期限の延長を取り消す。

（奨学金返済の免除）

第14条 奨学生が看護大学を卒業後、直ちに正職員の看護師または助産師として当院に一定期間期間以上勤務した場合、院長は次の各号のとおり奨学金の返済を免除する。

- (1) 1年以上2年未満勤務した場合は、貸与総額の貸与期間分の1の額
- (2) 2年以上3年未満勤務した場合は、貸与総額の貸与期間分の2の額
- (3) 3年以上4年未満勤務した場合は、貸与総額の貸与期間分の3の額
- (4) 4年以上勤務した場合は、貸与総額の貸与期間分の4の額
- 2 前項の定めに関わらず、貸与期間と同一期間の間に休職及び死亡等により勤務できない状況に至った場合は、その状況が真にやむを得ない事情と認められる場合は、返済猶予について院長と奨学生または連帯保証人が協議し決定することとする。
- 3 就業年数の算定に当たっては、連続して1か月以上の勤務しない期間（公務災害を除く）及び産前産後休暇、育児休業を取得した場合は当該期間を控除して行うものとする。

- 4 歴月の就業日数の3分の2以上の就業をもって1か月の勤務とみなすこととする。
- 5 奨学生が日本赤十字社育児休業規程に基づき、歴月の就業日数の3分の2に満たない就業日数の育児短時間勤務を申し出た際には、前3項及び4項の限りではなく、対象者に定められた就業日を欠勤なく勤務することで1か月の勤務とみなすこととする。
- 6 奨学生が同条第1項の適用を受ける場合は、当院への就職が決定した後、奨学金返済免除申請書（様式12）を院長に提出するものとする。院長は、同申請を審査し、返済免除の諾否を対象者に通知する。

（雑則）

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は院長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度採用奨学生から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度採用奨学生から適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度採用奨学生から適用する。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行し、令和2年度採用奨学生から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度採用奨学生から適用する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度採用奨学生から適用する。